主務省令第２条第２項第２号の板紙製造業におけるパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　0.4668 令和９年度　0.4587 令和10年度　0.4506 令和11年度　0.4426 令和12年度　0.4345	次の⑴から⑸までの合計量 ⑴ライナーの生産量（単位は、トンとする。以下この欄において同じ。）に1.08を乗じた量 ⑵中しん紙の生産量に0.785を乗じた量 ⑶白板紙の生産量に1.12を乗じた量 ⑷黄板紙及び色板紙の生産量に1.16を乗じた量 ⑸雑板紙の生産量に1.33を乗じた量
主務省令第２条第２項第３号のソーダ工業におけるソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　1.606 令和９年度　1.578 令和10年度　1.550 令和11年度　1.522 令和12年度　1.495	電解槽払出か性ソーダの生産量（か性ソーダ濃度97％に換算した量とし、単位は、トンとする。）
主務省令第２条第２項第４号のカーボンブラック製造業におけるカーボンブラックの製造工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　1.918 令和９年度　1.885 令和10年度　1.852 令和11年度　1.818 令和12年度　1.785	次の⑴から⑾までの合計量 ⑴通常用途における窒素吸着比表面積50㎡／ｇ未満の品種の生産量（単位は、トンとする。以下この欄において同じ。）に0.97を乗じた量 ⑵通常用途における窒素吸着比表面積50㎡／ｇ以上100㎡／ｇ未満の品種の生産量に1.00を乗じた量 ⑶通常用途における窒素吸着比表面積100㎡／ｇ以上150㎡／ｇ未満の品種の生産量に1.60を乗じた量 ⑷特殊用途における窒素吸着比表面積50㎡／ｇ未満の品種の生産量に1.32を乗じた量 ⑸特殊用途における窒素吸着比表面積50㎡／ｇ以上100㎡／ｇ未満の品種の生産量に1.67を乗じた量 ⑹特殊用途における窒素吸着比表面積100㎡／ｇ以上150㎡／ｇ未満の品種の生産量に2.13を乗じた量 ⑺特殊用途における窒素吸着比表面積150㎡／ｇ以上200㎡／ｇ未満の品種の生産量に2.72を乗じた量 ⑻特殊用途における窒素吸着比表面積200㎡／ｇ以上250㎡／ｇ未満の品種の生産量に3.66を乗じた量 ⑼特殊用途における窒素吸着比表面積250㎡／ｇ以上300㎡／ｇ未満の品種の生産量に3.95を乗じた量 ⑽特殊用途における窒素吸着比表面積300㎡／ｇ以上350㎡／ｇ未満の品種の生産量に5.59を乗じた量 ⑾特殊用途における窒素吸着比表面積350㎡／ｇ以上400㎡／ｇ未満の品種の生産量に7.50を乗じた量